

■報告事項 【資料1】

1. 地域公共交通調査事業の経過報告について

本市の地域公共交通が抱える問題点・課題の把握や今後の公共交通のあり方の検討に向けた基礎データを収集するため、各種統計情報や公共交通事業者からの提供データなどを基に、地域特性や公共交通の現状を整理するとともに、7月上旬には20歳以上の市民3,600人を対象としたアンケート調査を実施し、市民の移動特性や公共交通の利用状況、公共交通に対する意識の把握を行ってきた。それらの調査結果及び本市の公共交通の問題点・課題について報告する。

◆協議事項 【資料2】

1. 八代市地域公共交通網形成計画の策定方針（案）について

(1) 八代市地域公共交通網形成計画策定の視点

- ・平成25年12月に「交通政策基本法」が公布・施行された。交通政策基本法は、国民党的交通に対する基本的な需要が適切に充足させられることが重要であるとの基本的な認識の下で、交通に関する施策を推進していかなければならない等の基本理念を規定している。
- ・また、まちづくりの観点からの交通施策の促進、国、地方公共団体、事業者等、国民等の関係者相互間の連携と協働の促進等を規定している。
- ・交通政策基本法を受け、平成26年5月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が改正され、これまで法に基づく公共交通の総合的な計画であった「地域公共交通総合連携計画」は「地域公共交通網形成計画」に変更され、まちづくりなどの地域戦略との一体性の確保、地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの形成、住民の協力を含む関係者の連携などについて新たに計画に盛り込むことになる。

(2) 地域公共交通のあり方の方針

- ・八代市総合計画を上位計画とし、総合計画に定める地域の将来像「やすらぎと活力に満ちたみりよくかがやく元気都市“やつしろ”」の実現に向けた公共交通のあり方（基本方針）を検討していく。
- ・あり方については、まちづくりの観点から公共交通だけでなく「八代市都市計画マスタープラン」や「八代市環境基本計画」などの各種関連計画における公共交通が担う役割や多様な地域特性等を踏まえながら検討を進めるものとする。
- ・あり方として、以下の4つの基本方針を定め、「市民の生活を支える、多様な移動ニーズに対応した公共交通」を目指す。
 - 基本方針①：地域の特性や位置づけに応じた公共交通
 - 基本方針②：拠点の機能を維持・強化する公共交通
 - 基本方針③：拠点間の連携を強化し、交流を促進する公共交通
 - 基本方針④：地域づくりの“土台”となる持続可能な公共交通

(3) 取り組みの方向性

八代市における公共交通のあり方に基づき、公共交通の問題点・課題を踏まえつつ公共交通に関する取り組みの方向性を以下のとおり定める。

- ①公共交通の利用需要とサービス水準のバランスの改善
- ②移動ニーズを踏まえた利便性の向上
- ③公共交通不便地域への対応
- ④交通結節点における乗り継ぎ利便性の向上
- ⑤公平性にも配慮した運賃設定の見直し
- ⑥地域が一丸となって公共交通を支える仕組みづくり

<公共交通不便地域について>

八代市内には、鉄道やバス、乗合タクシーなどの公共交通が整備されているものの、駅やバス停等から離れており、公共交通を利用できない地域が存在している。これらの地域全てに対して公共交通を利用できるように整備していくことは、財政面や運行面から現実的ではなく、公共交通を利用できない環境にある地域を設定し、整備対象を絞っていく必要がある。しかし、公共交通利用不便地域の設定については、明確な定義が定まっているわけではない。そのため、本市における公共交通利用不便地域を以下の通り定義する。

◆公共交通不便地域の定義

鉄道駅から半径 1km、バス停・乗合タクシー停留所から半径 500mの範囲から外れており、かつ、500mメッシュ人口（H22 国勢調査）が 1 人以上のエリアを本市における「公共交通不便地域」として定義する。

◆公共交通不便地域の概要と対応の基本的な考え方

- 平野部で人口が集積しているエリア
 - ・特に人口の集積が顕著なエリア（500mメッシュ人口 250 人）以上）は優先的に対応を検討する。
 - ・その他のエリアについては地域の要望を受けて順次対応を検討する。
- 山間地で人口が集積しているエリア
 - ・地域の要望を受けて順次対応を検討する。
- 山間地で広く薄く人口が分布しているエリア
 - ・生活を支える基本的な移動手段の提供を検討する。

2. 分科会の設置（案）について

地域特性、現況調査、市民アンケート結果等を踏まえ、公共交通の具体的な見直しについてきめ細かな検討を行うための「分科会」を設置する。

①公共交通ネットワーク分科会

◆検討内容

- ・路線バスの再編（運行経路やダイヤの変更等）についての対応方針及び施策の検討
- ・乗り継ぎについての対応方針及び施策の検討
- ・公共交通不便地域対策についての検討 など

◆メンバー（案）

バス事業者（産交バス）、タクシー協会（代表：神園交通）、地域住民代表委員（6地域）、市民団体代表委員（3団体）、氷川町、その他（検討内容に応じて必要であると思われる者）

◆事務局

企画政策課、支所総務振興課（坂本・千丁・鏡・東陽・泉支所）

②乗合タクシー分科会（既存運行）

◆検討内容

- ・利用が著しい路線、便への対応方針及び施策の検討
- ・利用が多い路線への対応方針及び施策の検討 など

◆メンバー（案）

乗合タクシー運行事業者（神園交通・大和タクシー・昭和タクシー）、地域住民代表委員（坂本・東陽・泉地域）、その他（検討内容に応じて必要であると思われる者）

◆事務局

企画政策課、支所総務振興課（坂本・東陽・泉支所）

3. 今後の検討の進め方について

八代市における公共交通のあり方に基づき、以下の手順で地域公共交通の総合的計画である「地域公共交通網形成計画」を策定する。

①施策検討に向けた具体意向等の把握

- ・分科会の開催
- ・住民懇談会の開催
- ・バス利用者聞き取り調査
- ・高校・企業等へのアンケート調査

②具体的な施策展開の策定

各種意向把握結果を踏まえ、次年度以降の具体的な施策展開について、事業内容・次期・実施主体を整理する

③地域公共交通に係る総合的計画の策定

今後の具体的な施策展開を受けて、目標の達成状況を評価する指標等の整理を行い、地域公共交通に係る総合的計画をとりまとめる。